

測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る競争入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項及び政令第167条の11第2項の規定に基づき、県が発注する測量(測量法(昭和24年法律第188号)第5条に規定する公共測量をいう。以下同じ。)、建設コンサルタント業務(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第19条第3号に規定する建設コンサルタント(以下「建設コンサルタント」という。)の行う業務をいう。以下同じ。)、地質調査(地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第2条第1項に規定する地質調査業者(以下「地質調査業者」という。)の行う地質調査をいう。以下同じ。)及び補償コンサルタント業務(補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第2条第1項に規定する補償コンサルタント(以下「補償コンサルタント」という。)の行う業務をいう。以下同じ。)に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)、その審査その他必要な事項について定めるものとする。

(入札参加資格審査の申請)

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次条に規定する入札参加資格審査を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は入札参加資格審査を受けることができない。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当する者。
- (2) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、島根県の発注する業務委託等からの排除要請があり、当該状態が継続しているもの。

(競争入札に参加する者に必要な資格)

第3条 競争入札には、次に掲げる要件を満たすことを知事が認定した者でなければ参加することができない。

- (1) 測量法第55条第1項又は建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録を受けなければ當むことのできない業務にあっては、当該規定による登録を受けていること。
- (2) 島根県において県税(個人の県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)の未納の徵収金(納期限が到来していないものを除く。以下同じ。)がないこと。
- (3) 消費税及び地方消費税の未納の税額(納期限が到来していないものを除く。以下同じ。)がないこと。
- (4) 第7条第1項の規定による申請に当たり虚偽の申請を行ったことがないこと。

(入札参加資格審査の基準日)

第4条 入札参加資格審査の基準日(以下「審査基準日」という。)は、入札参加資格審査を申請する日(以下「申請日」という。)の直前の営業年度の終了の日(以下「決算日」という。)とする。ただし、申請日の直前の決算日が当該申請日前6月以内であるときは、当該決算日前1年以内の直近の決算日とすることができる。

(資格の認定等)

第5条 第3条の認定は、入札参加資格審査を希望する業務ごとに行うものとする。

2 知事は、第3条の認定に併せて、次の各号に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 審査基準日の直前2年の各営業年度における年間平均契約金額
 - (2) 審査基準日の直前決算における自己資本額
 - (3) 申請日における業務に従事する有資格技術職員数
 - (4) 申請日までの営業年数
- 3 知事は、第3条の規定により入札参加資格を有する者(以下「有資格業者」という。)を認定したときは、測量、地質調査、建設コンサルタント等有資格者名簿に登載する。

(資格の審査等)

第6条 入札参加資格審査は、隔年度に実施する入札参加資格審査(以下「定期審査」という。)、定期審査を実施する年度及び定期審査を実施する年度の翌年度に実施する追加審査並びに隨時に実施する隨時審査とする。

- 2 定期審査は、これを実施する年度の12月1日から1月16日までの間に限り申請することができる。
- 3 追加審査は、定期審査を実施する年度については7月31日から8月10日までの間に限り、定期審査を実施する年度の翌年度については4月17日から4月27日までの間、7月31日から8月10日までの間及び1月15日から1月25日までの間に限り申請することができる。
- 4 追加審査は、申請に係る業務について、新たに入札参加資格の認定を受けようとする者に限り申請することができる。
- 5 随時審査を受けることができる者は、知事が別に定める。

(申請手続)

第7条 入札参加資格の認定を受けようとする者は、当該認定を受けようとする者の商号又は名称、代表者の氏名、認定を希望する業務の内容その他入札参加資格審査に必要な事項を資格申請システム（島根県電子調達共同利用システムから当該システムを利用する地方公共団体に、入札参加資格の認定を申請することができるシステムをいう。以下同じ。）から入力して、知事に申請しなければならない。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めたときは、測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下この条において「申請書」という。）を知事に提出することにより、申請することができる。

- 2 前項の規定による申請を行った者（第8条において「申請者」という。）は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。この場合において、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第7条第1項、地質調査業者登録規程第7条第1項又は補償コンサルタント登録規程第7条第1項の規定により国土交通大臣に対して現況報告書を提出した者にあっては、当該現況報告書の写しをもって、第2号、第3号、第5号及び第6号の書類に代えることができる。
 - (1) 営業所の設置状況が確認できる書類
 - (2) 測量等の実績が確認できる書類
 - (3) 技術者の経歴が確認できる書類
 - (4) 役員等名簿及び照会承諾書（様式第2号）
 - (5) 財務諸表
 - (6) 測量業者、建設コンサルタント（建設コンサルタント登録規程第2条の規定により登録を受けた者に限る。）、地質調査業者（地質調査業者登録規程第2条の規定により登録を受けた者に限る。）、補償コンサルタント（補償コンサルタント登録規程第2条の規定により登録を受けた者に限る。）その他営業に関し法律上必要とされる登録を受けた者にあっては、登録証明書又は登録通知書の写し
 - (7) 法人にあっては登記事項証明書

- (8) 個人事業主にあっては、本籍地発行の身分証明書
 - (9) 委任状(契約の締結に係る権限を委任する者に限る。)
 - (10) 県民センター所長が発行した県税の未納の徴収金がないことの証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）
 - (11) 消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの納税証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）
 - (12) 業態調書（様式第3号）
 - (13) 補償コンサルタント業務に関する調書（様式第4号。補償コンサルタント業務の入札参加資格審査を申請する者に限る。）
 - (14) 建築コンサルタント業務に関する調書（様式第5号。建築コンサルタント業務の入札参加資格審査を申請する者に限る。）
 - (15) C P D（一般社団法人島根県建築士会の継続能力開発制度をいう。）の単位の取得証明（様式第6号）
 - (16) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 3 第1項ただし書及び前項の規定により提出する書類のうち、申請書及び委任状は、日本語で作成し、その他の書類で外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。
- 4 第2項各号に掲げる書類の金額欄は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。
- 5 第1項ただし書及び前項の規定により提出する書類は、土木部土木総務課に郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便により送付するものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めたときは、知事が別に定める方法により提出することができる。

（審査結果の通知）

第8条 知事は、入札参加資格の審査の結果を申請者に通知するものとする。

（入札参加資格の有効期間）

第9条 認定された入札参加資格の有効期間は、定期審査については当該認定を受けた年度の翌年度の4月1日から2年間、追加審査及び随時審査については認定を受けた日から直後の定期審査が実施される年度の3月31日までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めた場合には、入札参加資格の有効期間を変更することができる。

（商号等の変更の届出）

第10条 有資格業者は、次に掲げる事項について変更があったときは、直ちにその旨を、当該変更のあった事項の内容その他必要な事項を資格申請システムから入力して、知事に届け出なければならない。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めたときは、測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格変更届出書（様式第7号。以下この条において「変更届出書」という。）を知事に提出することにより、届け出ることができる。

- (1) 商号又は名称及び代表者
- (2) 営業所の名称、所在地、郵便番号及び電話番号並びにその代表者
- (3) 第7条第2項第6号に規定する登録に係る登録番号、登録年月日及び登録部門（登録を受けていない者が新たに登録を受けた場合を含む。）
- (4) 第7条第2項第9号の委任状の記載事項

- 2 前項の規定による届出を行った者は、同項の変更があったことを証明する書類（同項第4号の事項に変更があった場合にあっては、当該変更に係る委任状その他知事が必要と認める書類）を提出しなければならない。
- 3 第7条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による届出及び前項の規定による書類の提出について準用する。この場合において、第7条第3項中「第1項ただし書及び前項」とあるのは「第10条第1項ただし書及び第2項」と、「申請書」とあるのは「変更届出書」と、同条第4項中「第2項各号に掲げる書類」とあるのは「第10条第2項の書類」と、同条第5項中「第1項ただし書及び前項」とあるのは「第10条第1項ただし書及び第2項」と読み替えるものとする。

(認定の取消し)

第11条 知事は、有資格業者が第2条第2項に該当することとなったとき、第3条第1号に該当しなくなったとき又は不正の手段により同条の認定を受けたと認められるときは入札参加資格の認定を取り消すものとする。

(特例)

第12条 第6条第5項の規定は、物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第2条第2項の規定による入札参加資格の審査については、適用がないものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成13年3月30日から施行する。

附 則(平成14年告示第1095号)

この告示は、平成14年12月27日から施行する。

附 則(平成15年告示第318号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年告示第369号)

この告示は、平成17年3月25日から施行する。

附 則(平成18年告示第335号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年告示第254号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年告示第233号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年告示第223号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年告示第650号)

この告示は、平成26年11月21日から施行する。

附 則(平成28年告示第698号)

この告示は、平成28年11月29日から施行する。